

建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応事務処理要領

平成25年2月8日制 定
平成25年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正

1 第1条（趣旨）関係

建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱（以下「要綱」という。）は、建設工事等の入札・契約事務の公正を害する行為の発生を抑止し、不正行為の排除の徹底を図るため、職員に対する外部からの働きかけ等があった場合の対応について、組織としての適切な対応の徹底を図るための取扱いを、あらかじめ定めたものである。

2 第2条（定義）関係

- (1) 要綱第2条第1項に規定する「職員」の範囲については、知事部局における一般職に属する職員の外、知事及び副知事並びに嘱託員等の特別職に属する職員を含むものである。

なお、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3に規定する臨時的任用職員及び同法第28条の4に規定する再任用職員についても、一般職に属する職員として、その範囲に含まれるものであることに留意すること。

- (2) 要綱第2条第2項に規定する「建設工事執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者に発注する公共用物の維持修繕等の業務」については、道路の機能の保持又は原状回復などの道路管理に関する事務を包括的に発注する道路維持修繕業務委託（路線委託）のほか、草刈、植栽、除雪又は路面清掃等の施設管理業務委託や、照明設備、情報板又はダム施設等の設備点検業務委託等をいうものである。

3 第3条（対象範囲）関係

- (1) 要綱第3条第1項柱書の「不当な働きかけ等」については、執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者や測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条の資格の認定を受けている測量・建設コンサルタント等業者（以下「事業者」という。）からの働きかけ等を想定するものであるが、これらの者から依頼を受けて、職員に不当な働きかけ等を行う行為も、この要綱による対応の対象範囲となるので、留意すること。

なお、こうした依頼を受け、職員が入札・契約事務に携わる職員に働きかけ等を行う行為も、この要綱による対応の対象範囲となることは、同条第3項に規定するとおりである。

- (2) 要綱第3条第1項第1号エに規定する「その他入札・契約事務の公正を害すると認められる不適切な行為」については、個々の入札に関するものだけでなく、広く入札・契約事務全般に関する事項を含むものである。

入札・契約事務全般に関する事項としては、指名除外の措置要件に該当する行為を行ったにも関わらず、指名除外措置を行わないこと又は措置期間についての軽減措置を求める行為や、入札参加資格申請の期限を過ぎたにも関わらず、申請書の受理を強く求める行為などが、こうした行為に該当するものである。

また、個々の入札においては、自社の施工実績が技術要件における同種工事の要件を満たさないにも関わらず、要件を満たすものとして取扱うよう強く求める行為などが、こうした行為に該当するものである。

- (3) 要綱第3条第1項第2号イに規定する「他者の入札金額の類推を可能とするもの」については、入札時に提出する工事費内訳書の工事価格などが、これに該当するものである。

- (4) 要綱第3条第1項第2号カに規定する「地方自治法施行令第167条の10の2の規定による、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準」については、総合評価落札方式における落札候補者決定のための評価基準が、これに該当するものである。

- (5) 要綱第3条第1項第2号キに規定する「その他入札・契約に関する秘密に属する情報」については、個々の入札に関するものだけでなく、広く入札・契約事務全般に関する情報を含むものである。

入札・契約事務全般に関する情報としては、公表されていない積算に関する基準、入札契約手続の運用に関する情報、指名除外措置に関する情報などが、こうした情報に該当するものである。

また、個々の入札においては、総合評価落札方式における他者の技術提案内容や、当該提案に関する評価などが、こうした情報に該当するものである。

- (6) 要綱第3条第2項第3号に規定する「法令の規定により又は慣習として知ることができる情報」については、法令の規定により開示又は公にすることが定められた情報や、事実上の慣習として知ることができる情報等をいうものである。

法令の規定により公にすることが定められた情報としては建設業者の役員に関する情報などが、事実上の慣習として知ることができる情報としては外部から認識可能な建設工事に係る一般公衆に対する事故の情報などが、こうした情報に該当するものである。

- (7) 要綱第3条第2項第5号に規定する「法令等により認められた権利の行使等」については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による捜査機関からの照会や、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条による裁判所からの調査の囑託などが、これに該当するものである。

4 第4条（働きかけ等への対応）関係

- (1) 要綱第4条第1項及び第2項は、不当な働きかけ等に加え、社会通念上、それに類するおそれのある行為を含めた行為に対する職員の対応の基本的原則を定めたものである。

これは、要綱第3条第1項に規定する不当な働きかけ等に該当するか否かが、要綱第5条第6項により公正入札調査委員会による審議事項としていることを踏まえ、職員が、不当な働きかけ等の疑いのある行為も含めて、本要綱により適切な対応を行うこととするものである。

- (2) 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を行った者に対し、記録簿の作成及び公表について、必要事項を告知しなければならないが、要綱第4条第3項においてこれを「努める」とするのは、職員が告知を行う前に、告知を行う相手方がその場から立ち去るなど、告知を拒む行為が行われることを想定することによるものである。

- (3) 要綱第4条第4項及び第5項は、不当な働きかけ等への対応に関する本要綱と既存の規定との関係を示すものである。

職員の職務遂行全般に当たっての基本的な心構えや対応については、「広島県職員倫理要綱」に規定するところであるが、本要綱の他に、その具体化を特定の分野において図った「広島県不当要求対策要綱」に規定する不当要求行為等や、「職員からの公益通報に関する要綱」に規定する県の執行機関の職務遂行に当たっての法令等に違反する行為への対応については、本要綱ではなく、それぞれの要綱に定めるところにより、対応を行うこととしたものである。

- (4) 要綱第4条第4項に規定する「広島県不当要求行為等対策要綱第3条に規定する不当要求行為等」については、暴力行為又は脅迫行為等の不当な手段により、県に対し違法又は不適切な行為を要求する行為若しくは社会的常識を逸脱した手段により、県の適正な業務の遂行に著しい支障、又は職員の対応が困難となる状況を生じさせる行為をいうものである。

5 第5条（記録および報告）関係

- (1) 公正入札調査委員会は、入札・契約事務の適正な執行を期するため、入札・契約事務の適正な執行を妨げるおそれがある場合の対応等について、調査審議を行う機関である。

このため、要綱第5条第6項の規定により、入札・契約事務の適正な執行を妨げるおそれのある行為となる、不当な働きかけ等に該当するか否かの審議を、当該委員会で行うこととするものである。

なお、公正入札調査委員会が設置されていない部局においては、当該機関に代わる

機関又は当該事務を所掌する組織において、不当な働きかけ等に該当するか否かの審議を行うものとする。

- (2) 要綱第5条第6項の規定により、不当な働きかけ等が行われた事実を直ちに公表せず、公表の是非を審議することとするのは、公表の判断をより慎重に行うためのものである。

不当な働きかけ等が行われた場合は、原則、その事実を公表することとなるが、公表による社会的制裁は事業者に与える影響が大きいことから、当該行為の事実関係の確認を含め、公表の是非を慎重に審議することとしたものである。

なお、不当な働きかけ等があった場合の県の対応等については、県の建設工事等に関する入札及び契約手続の運用状況に関し調査審議を行う、広島県公共工事入札監視委員会へ報告を行うこととされており、当該委員会において、県の対応が適正なものであったか、調査審議が行われることとなっている。

- (3) 要綱第5条第8項に規定する不当な働きかけ等が行われた場合の関係部署への報告については、県に対する不当な働きかけ等の状況を把握するため、要綱附則第2項の規定により、建設産業課への報告を求めるものであるが、事案が重要又は異例なもの等である場合には、知事等へ報告を行うこととなり、又、法令等に違反する悪質な行為である場合には、警察等の捜査機関へ通報を行うこととするものである。

6 第6条（公表）関係

- (1) 要綱第6条に規定する公表については、原則、不当な働きかけ等を行った者に対する、指名除外の措置期間と同様の期間、公表を行うこととする。
- (2) 前号の公表については、建設産業課において、当該働きかけ等の内容を記載した要綱別記様式第2号を一般の閲覧に供する方法により、公表を行うものとするほか、県ホームページにおいても、当該様式を掲載するものとする。

7 第7条（対応措置）関係

- (1) 不当な働きかけ等に対しては、要綱第4条に規定するとおり、可能な限り複数の職員で対応するとともに、相手方の要求を拒否することが必要である。

このため、所属長は、不当な働きかけ等を受けた職員が孤立することのないよう、工事主管課、各部局における公正入札調査委員会の事務局担当課及び建設産業課等と情報を共有し、連係を図りながら、職員の対応に必要な指示助言を行うものとする。

要綱第7条第1項は、こうした対応を組織として適切に行うため、規定を行ったものである。

- (2) 不当な働きかけ等を行った事業者に対しては、その事実の公表による社会的制裁に加え、指名除外を措置することとしており、こうした県の対応を明らかにすることにより、建設工事等の入札・契約事務の公正を害する行為の発生を抑止しようとするも

のである。

附 則

- 1 この要領は，平成25年3月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日改正については，平成25年4月1日から施行する。
- 3 令和2年4月1日改正については，令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号

建設工事等の入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿

平成 年 月 日

記録者(所属) (職名) (氏名)

対 応 日 時	平成 年 月 日 ()		
対 応 方 法	<input type="checkbox"/> 面 接 <input type="checkbox"/> 電 話 <input type="checkbox"/> 書 面 <input type="checkbox"/> 電 子 メール <input type="checkbox"/> そ の 他 ()		
対 応 場 所			
相 手 方	団 体 名		
	所 在 地 等		
	役 職 等		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	そ の 他		
対 応 職 員	役 職		
	氏 名		
働 き かけ 等	対 象 工 事	発 注 機 関	
		工 事 主 管 課	
		工 事 名	
		工 期 (予 定)	契約日の翌日から平成 年 月 日まで(約 か月)
		予 定 価 格	円 (消費税及び地方消費税を除く。)
		公 告 (指 名 通 知) 日	平成 年 月 日
		入 札 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		開 札 日	平成 年 月 日
	内 容		
	対 応 状 況		
備 考			

別記様式第2号

建設工事等の入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表

平成 年 月 日現在

番号	不当な働きかけ等を受けた日	相手方	不当な働きかけ等の概要	担当所属